

会 議 録

1 会議名

第1回上越市地域福祉計画策定委員会

2 議題（公開・非公開の別）

- (1) 委嘱状交付（公開）
- (2) 挨拶（公開）
- (3) 委員紹介（公開）
- (4) 委員長・副委員長の互選（公開）
- (5) 議事（公開）

ア 委員会の運営等について

イ 地域福祉計画の基本的な考え方について

ウ 意見交換

3 開催日時

平成30年6月26日（火） 午後3時から午後4時30分まで

4 開催場所

上越市役所 401 会議室

5 傍聴人の数

なし

6 非公開の理由

なし

7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

- ・ 委 員：青木委員、佐藤委員、小杉委員、山川委員、井部委員、西澤委員、
宮本委員、片海委員、藤枝委員、飯田委員、中村委員
(欠席：横尾委員、五十嵐委員、仲田委員、廣川委員)
- ・ 事務局：土橋副市長、八木健康福祉部長
福祉課 渡辺課長、福田副課長、星野副課長、高橋係長、高橋主任、
阿部主任
- ・ オブザーバー：横田高齢者支援課長、細谷高齢者支援課副課長、
北島健康づくり推進課長、小林地域医療推進室長、

串橋国保年金課長、外立保育課副課長、牛木こども課副課長、
南雲すこやかなくらし包括支援センター所長、
駒澤こども発達支援センター所長

8 発言の内容 (要旨)

(1) 委嘱状交付

(2) 挨拶

(3) 委員紹介

(4) 委員長・副委員長の互選

・委員長に青木委員、副委員長に井部委員が選出される

(5) 議事

ア 委員会の運営等について

・資料1～3のとおり承認される

イ 地域福祉計画の基本的な考え方について

・資料4に基づき事務局説明

ウ 意見交換

佐藤委員 : 実効性・主体性を大切にしているが、地域福祉計画は、理念計画であり、反映されない可能性もある。この辺りは、市民の思いとのバランスをとりながら、やっていくことになるのかと思う。

小杉委員 : 現在、障害者福祉など、それぞれの分野で計画が作られているが、地域福祉計画は、その上に位置付けられる計画であるということが自分の中でまだ整理しきれていないので、今後整理していきたい。

資料の中で、互助と共助という言葉が出てくるが、その違いは何か。また、資料4の10ページで、市民の思いの抽出は、地域懇談会、市民の声アンケートから行うとあるが、それぞれどのくらいの規模なのか教えてほしい。

渡辺課長 : 地域の雪かきに例えると、自分の家の周りの雪かきをすることが「自助」、ご近所通しで協力しながらお互いにやっていくのが「互助」、行政が除雪車を使い大きな道を除雪することが「公助」になる。

また、雪かきとは異なるが、例えば介護保険のように、皆でお金を出し合いながら共に支えていくことが「共助」となる。

アンケートについては、上越市内満 18 歳以上の市民 5,000 人を対象に、平成 30 年 1 月に実施しており、2,168 人（回答率：43.36%）から回答していただいている。

山川委員：障害のある子どもを育てていくためには、ある程度主体性を持って情報を集め、制度を利用していくことが必要となってくるが、市からの情報には難解なものが多いので、分かりやすく伝えていただくとありがたい。子どもを育てていく中で、教育は関わりが大きい。小さい頃から自分の健康に気をつけようと言われて育った人と 20 歳になって急に健康診断を受けなさいと言われた人では考え方が違う。課を超えて市全体でどういう情報を与え、どういうふうに考えていけばよいのか、総合的に考えることがあってもいいのではないかと思う。計画の策定を通じて、健康で幸せに過ごすことを目指していけたらよいと思う。

西澤委員：高齢者を対象にした包括ケアシステムのように、障害のある人の生活を地域全体で支えていくという方向性が国から打ち出されており、地域福祉計画とリンクしながら広がると良いと思った。自立支援協議会では、地域の障害のある人に関わる課題について関係者が集まり協議しているが、この中に地域の方や当事者、家族の方などが入るともっと良くなるだろうと思った。精神障害のある人の中では、お互いを理解し合いながら支え合っていくというような活動が行われ始めている。こうしたことを地域の方ともしっかり情報共有していければ良いと感じた。

宮本委員：第 6 次総合計画があって、個別計画もある中、その間に位置付けられる地域福祉計画を策定するのは、難しい部分があると思うが、縦割りになっている部分に横串を入れ、地域福祉の活性化につながる計画が作れば良いと思う。社会福祉協議会では、今年度内に地域福祉活動計画を策定することとしており、現在、住民の方々と地域懇談会を開催している。全地区で実施することは難しいので、例

えば、中山間地であれば、大島区、浦川原区、安塚区をまとめて実施したり、農村部と都市部が一緒になっている柿崎区で実施したりしている。この懇談会を通じて、いろいろな方の声を聴いて地域福祉活動計画に反映させていきたいと考えている。ただし、やらされ感の押し付けにならないよう、地区の方々が自主的に活動するような計画として作り上げることで、実効性を確保していきたいと考えている。

片海委員 : 高齢者から障害のある人、子ども、健康増進といったように、計画の対象範囲が広く、1つの計画として作り上げることが非常に難しいということを実感した。様々な福祉サービスに関し、例えば、この薬を飲んでいる人はこれはだめだけど、この薬を飲んでいない人はこれは大丈夫というような分かりやすい表があれば、もっと福祉制度を利用してもらえるのではないかと感じた。

藤枝委員 : 資料2「委員会運営に関する確認事項」の中で、情報公開について記載があるが、会議録はどの程度公開されるのか。

八木部長 : 会議録は、発言を要約して作成する。また、公開前には各委員から事前に確認いただくので、忌憚のない意見をお願いしたい。

飯田委員 : 生活困窮により福祉サービスを利用している人の自立を目的とした就労支援を行う立場にあるので、他の委員の皆さんとの違いを感じている。皆が生きやすい社会が一番だと思うが、そのためには福祉だけでなく、産業や経済といった面もあると思う。理念計画であるので、そこまで具体的な話は盛り込まれないと思うが、そういった面からも地域福祉を考えていく必要があるのではないかと。

中村委員 : いろいろな福祉制度がある中で、どうしても制度で救いきれないニーズの部分がある。こういったことも踏まえ、地域福祉計画の策定を進めていくことになるが、方策を含め意見を出し合って良い内容にしていきたいと思う。

井部副委員長 : 地域福祉計画に対して何ができるのか、考えてしまうが、地域包括ケアシステムという話は前々から聞いている。民生委員・児童委員が何をしていけるのか常に考えている。これからも勉強しな

から考えていきたい。

青木委員長：それぞれ自分が今抱えている問題も踏まえながら、計画作りにいかに反映させていこうかという熱心さが発言から窺えた。地域福祉計画は、健康福祉分野に関連する各種計画の上位計画に位置付けられる旨説明があった。市では、他に作らなければならない計画がたくさんある。具体的には、昨年度策定した健康増進計画や障害者福祉計画などであるが、これらは策定までの期限が決められているため、優先的に策定された。一方、地域福祉計画は、いつまでに策定しなければならないという期限が決められていない。ではなぜこの計画を作らないといけないかという、子どもであれば、児童福祉法といったように、縦割りで対象が決まっているが、分野横断的に横串を入れる計画がないからである。なぜ努力義務という形で期限を決めなかったかという、平成12年頃の話になるが、地域福祉というのは、住民の皆さんの力を借りなければ成り立たない。これに期限を決めてしまうと、出来るところと出来ないところが当然出てくる。逆に言うと、無理やり計画を作らせることは、やらされ仕事になってしまう。地域の福祉力・地域力には差があるから、あえて期限を決めないという背景があったようだ。

現在、地域包括ケアシステムが確実に進んでいる。この動きと連動させていくことが求められているので、地域福祉計画は出来るだけ早く作成した方が良いと思う。今、地域の大きな課題となると高齢者への対応があげられるが、実際の地域福祉の問題は決して高齢者の話だけではない。障害のある人や生活困窮者もおり、対処の幅が広いから地域福祉計画は掴みどころがない。それをしっかり整理して、羅針盤となる方向性が出せれば良いと思う。

地域包括ケアシステムの考え方の基本は、長野県茅野市で実施している地域トータルケアシステムであると言われており、その理由は、対象者を限定していないからである。冒頭に上越市版地域包括ケアシステムの構築という話があったとおり、上越市でも対象を限

定しない包括ケアシステム作りにチャレンジしてもいいのではと思う。

縦割りになっている福祉の様々な仕組みに横串を入れるということ、委員の皆さんからも意識してもらいたい。

片海委員 : 今後の進め方について、高齢者や障害のある人など、項目を1つ1つ深堀していくのか、それとも項目全体を話し合っていくのか。

渡辺課長 : 次回は、地域福祉の将来像について事務局で案を作成し、皆さんからご意見をいただきたいと考えている。その後も、計画の骨子に基づき、段階的に事務局で整理していくので、皆さんからその都度ご意見をいただきたいと考えている。

青木委員長 : 現在、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」という2つの言葉が出ている。「地域福祉計画」は、社会福祉法に基づく法定計画であるが、「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が主体となって作成する民間の計画であり、何かの法律に書かれているわけではない。

「地域福祉活動計画」では、住民の皆さんの声を聴いて、具体的に何をやるかが書き込まれるものであるが、「地域福祉計画」で市全体の将来像を示さないと、進まない面もある。

現在、この2つの計画が来年3月の策定に向けて同時進行で進んでいる。

9 問合せ先

健康福祉部福祉課

TEL : 025-526-5111 (内線 1146)

E-mail : fukusi@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。